

熊本県告示第632号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
横島加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
玉名郡横島町大字横島7136番地 中尾 安孝
玉名郡横島町大字横島6560番地2 中尾 利秋
玉名郡横島町大字横島9962番地1 米村 昌洋
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
横島漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成17年5月20日から平成17年6月3日まで
- 5 縦覧場所
横島漁業協同組合

熊本県告示第633号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
河内加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
熊本市河内町河内1181番地 釘本 秋則
熊本市河内町白浜2842番地 濱口 輝明
熊本市河内町河内874番地 岩崎 力
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
河内漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成17年5月20日から平成17年6月3日まで
- 5 縦覧場所
河内漁業協同組合

熊本県告示第634号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
松尾加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
熊本市松尾町近津5番地 黒田 正明
熊本市松尾町上松尾4413番地 牛嶋 重成
熊本市松尾町上松尾無番地 多森 稔
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
松尾漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成17年5月20日から平成17年6月3日まで
- 5 縦覧場所
松尾漁業協同組合

熊本県告示第635号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
日 奈 久 加 入 区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
八 代 市 日 奈 久 下 西 町 425 番 地 瀨 崎 光 行
八 代 市 日 奈 久 浜 町 108 番 地 溝 部 弘 光
八 代 市 日 奈 久 浜 町 87 番 地 田 上 浩 一
- 3 法 第 113 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合
日 奈 久 漁 業 協 同 組 合
- 4 縦 覧 期 間
平 成 17 年 5 月 20 日 か ら 平 成 17 年 6 月 3 日 ま で
- 5 縦 覧 場 所
日 奈 久 漁 業 協 同 組 合

熊本県告示第 636 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
田 浦 加 入 区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
葦 北 郡 芦 北 町 大 字 田 浦 町 無 番 地 赤 山 力
葦 北 郡 芦 北 町 大 字 海 浦 291 番 地 入 江 藤 男
葦 北 郡 芦 北 町 大 字 田 浦 町 529 番 地 1 今 嶋 涉
- 3 法 第 113 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合
田 浦 漁 業 協 同 組 合
- 4 縦 覧 期 間
平 成 17 年 5 月 20 日 か ら 平 成 17 年 6 月 3 日 ま で
- 5 縦 覧 場 所
田 浦 漁 業 協 同 組 合

熊本県告示第 637 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
津 奈 木 加 入 区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
葦 北 郡 津 奈 木 町 大 字 福 浜 4266 番 地 8 瀨 田 勇 吉
葦 北 郡 津 奈 木 町 大 字 福 浜 4495 番 地 1 福 田 富 士 男
葦 北 郡 津 奈 木 町 大 字 福 浜 3497 番 地 3 長 濱 輝 勝
- 3 法 第 113 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合
津 奈 木 漁 業 協 同 組 合
- 4 縦 覧 期 間
平 成 17 年 5 月 20 日 か ら 平 成 17 年 6 月 3 日 ま で
- 5 縦 覧 場 所
津 奈 木 漁 業 協 同 組 合

熊本県告示第 638 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
島 子 加 入 区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名

- 天草郡有明町大字大島子 2977 番地 11 宮川 學
 天草郡有明町大字大島子 2964 番地 岡田 春義
 天草郡有明町大字大島子 2778 番地 村崎 順造
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
 島子漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成 17 年 5 月 20 日から平成 17 年 6 月 3 日まで
- 5 縦覧場所
 島子漁業協同組合

熊本県告示第 639 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項（昭和 63 年熊本県告示第 985 号）の規定に基づく沿岸漁業改善資金の償還金収納事務を次の者に委託した。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	所 在 地
天草漁業協同組合	本渡市港町 1 番 36 号

熊本県告示第 640 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）に基づき、次に掲げる動植物を県内希少野生動植物に指定するとともに、併せて指定希少野生動植物に指定し、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 植物（32 種）

科 名	種 名		指定の理由
	和 名	学 名	
チャセンシダ科	コタニワタリ	<i>Asplenium scolopendrium</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
オシダ科	クマイワヘゴ	<i>Dryopteris anthracinisquama</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、シカによる食害がみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
メシダ科	フクレギシダ	<i>Diplazium pin-faense</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ナデシコ科	オグラセンノウ	<i>Lychnis kiusiana</i>	生育地が極めて少なく、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ナデシコ科	マツモトセンノウ	<i>Lychnis sieboldii</i>	生育地が急激に減少しつつあり、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キンポウゲ科	ミチノクフクジュソウ	<i>Adonis multiflora</i>	生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キンポウゲ科	アズマイチゲ	<i>Anemone raddeana</i>	生育地が極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キンポウゲ科	カザグルマ	<i>Clematis patens</i>	生育地が極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
スイレン科	オニバス	<i>Euryale ferox</i>	生育地が極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
スイレン科	オグラコウホネ	<i>Nuphar oguraense</i>	生育地が極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。